# 平成27年度業務実績に関する暫定評価(案)の概要

### 1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第28条に基づき、各事業年度における業務の実績について評価を行うこととされているが、静岡県立病院機構評価委員会では、評価結果を病院機構の次年度の計画に反映させるとともに、本評価の精度を高めるため、事業年度途中に暫定評価を行っている。

平成27年度業務実績(暫定)について実施した暫定評価(案)は以下のとおりである。

### 2 評価内容

## (1)総括

第2期中期目標期間の2年度目にあたる平成27年度は、医療面では県立病院としての 使命を担い、先進的な医療設備の導入など、**医療の更なる質の向上とそのための体制づ くりへの努力が引き続き見受けられる**。

経営面においても、新規施設基準の取得等による診療単価の上昇や経費の削減努力等 が功を奏し、経常収支においては**7年連続で黒字決算を達成する見込み**である。

このように、<u>医療面・経営面の双方で中期目標の達成に向けての努力と着実な進展が</u> みられ、全体的に高く評価する。

## (2) 各項目の内容

区分		評価内容の要旨
1	医療の提供	・3病院は、他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療を担うという役割を果たし、患者数が増加傾向にあることや高い患者満足度を維持していること等から、県民に必要とされ信頼される医療機関になっている。
2	医療に関する 技術者の研修 を通じた育成 と質の向上	<ul> <li>・柔軟な採用試験の実施や離職防止努力等により、人材確保において一定の成果をあげている。しかし必要数の充足には至っていない職種については、今後も不断の努力が必要である。</li> <li>・医師の変則勤務や看護師の2交代制勤務等にみられる勤務負担の軽減や、看護師宿舎・院内保育所の充実により、医療従事者の就労環境の向上と確保に努めていることは評価できる。</li> </ul>
3	医療に関する調査及び研究	・総合病院における先端医学棟のリサーチ・サポートセンターの整備により、 臨床研究を行う環境が院内に整うことで、今後、研究機能の強化が期待で きる。施設の整備と並行して、研究支援の体制づくりも充実させていくこ とを望みたい。

# ・総合病院、こども病院は、医師不足が生じている県内公的医療機関等へ医 師を派遣するなど、地域医療に対する支援における県立病院としての役割 医療に関する を果たしている。 地域への支援 ・こころの医療センターは、医療観察法の鑑定医として、県内各方面からの 鑑定等の要請に的確に対応するなど、積極的に社会的要請に応えている。 ・総合病院は、県の基幹災害拠点病院として、災害医療に関して県の中心的 役割を果たすことが求められており、より一層の機能拡充が望まれる。 ・こころの医療センターは、国内7つの精神科病院と災害時における自治体 災害等におけ 精神病院の相互支援に関する協定を締結し、災害対策の重要かつ具体的な る医療救護 成果として評価できる。 こども病院は、災害時における小児医療の拠点病院として、県内小児医療 機関との災害時の連携体制の構築を進められたい。 ・理事会等を通じて、役員や幹部職員が経営状況を把握するとともに、状況 変化に応じた的確な予算措置や組織改正等を行っており、法人化の利点を 業務運営の改 6 善及び効率化 生かした臨機応変な組織運営が適切に行われている。 に関する事項 ・法人化以降、そのメリットを生かした経費削減努力、委託業務見直しなど 様々な取組が進み、効果が現れている。 ・運営費負担金を含んだ経常収支においては、3病院全てで黒字決算を達成 財務内容の できる見込みであり、経常収支比率の見込みは 101.6%であるなど、第2 7 改善に関する 期中期目標で掲げられている「5年間累計の経常収支比率 100%以上」の 事項 達成に向けては順調であり、年度での黒字決算の達成を期待する。

### (参考) 地方独立行政法人法

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、<u>各事業年度における業務</u>の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項 後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立 団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。